

## 国民健康保険税 第1期・第2期は 仮算定です

平成22年度の国保税は、年8回に分けて納めていただきますが、4月時点では前年中の所得金額および固定資産税額が確定していないため、国保税を算定することができません。

そこで、国保税が確定する第3期までは、暫定的に平成21年度の年税額（年度途中から加入した世帯の場合は、1年間に換算した額）の8分の1相当額（1期あたり）を税額として納めていただきます。

これを仮算定といえます。仮算定（第1・2期）の納税通知書は、4月中旬にお届けする予定です。

もし、平成22年度の国保税が平成21年度の年税額の2分の1に相当する額に満たないと思われる場合は、税額の修正を申し出ることができまので、市民窓口グループへ問い合わせてください。

### 問合せ先

困市民窓口グループ

☎52-11111（内線216・219）

## 住宅

### 借上公共賃貸住宅 入居者募集



センチュリー21

### 募集住宅

- ・センチュリー21（神明町二丁目16番地3）
- ・エクセル湯山（湯山町五丁目3番地4）
- ・ロイヤル八幡（八幡町五丁目1番地19）
- ・パークビレッジ（神明町二丁目12番地1）
- ・ピラ湯山（湯山町二丁目2番地4）
- ・ハイツセブン（奥竹町四丁目10番地3）

### 家賃など

- ・準耐火2階建て4DK・3LDK
- ・家賃 6万8,700円～7万5,400円

### 申込資格

- ・現在、同居または同居しようとする親族（内縁関係にある者、婚約者を含む）があること
- ・現在、同居または同居しようとする親族（内縁関係にある者、婚約者を含む）が高浜市営住宅条例に規定する暴力団員でないこと。
- ・収入基準（所得月額）が20万円を超え、44万5,000円以下の世帯
- ・現在、住宅に困窮していることが明らかな世帯
- ・市県民税を滞納していない世帯

### その他

- ・小型の物置が各戸にあります。
- ・入居すると家賃以外に共益費・駐車場料金が必要です。
- ・収入基準計算方法・問取りなど、詳しくはおたずねください。

### 申込受付期間

いつでも（土・日曜日可）

### 申込受付場所

市民生活グループ

### 問合せ先

困市民生活グループ

☎52-11111（内線265）

## 募集

### 環境美化推進員

昨年4月に、『高浜市みんなであちをきれいにしよう条例』が施行されました。市と連携し地域の環境美化を進める環境美化推進員の募集に13団体の申し込みがあり、地域で活動しています。

### ◆登録団体（2月末現在申込順）

- ・ビクトリアレジア
- ・トヨタ車体精工（株）
- ・NPOポトたかはま
- ・青空碧木会
- ・イビデン（株）衣浦事業場
- ・渡し場かもめ会
- ・八幡町・新田町町内会
- ・高浜市役所
- ・水明会
- ・高浜市議会市政クラブ
- ・カフェ&ベーカリーふるふる
- ・レインボーカラーサークル
- ・（株）スギヤス

### ◆環境美化推進員の募集

募集条件 1団体3人以上（事業者を含む）

募集期限 4月30日（金）

### 申込方法

「環境美化推進員応募用紙」を記入のうえ、直接市民生活グループに申し込んでください。（応募用紙は、市民生活グループまたは市公式ホームページから入手できます）

### ◆環境美化推進員への支援

- ① 活動の支援として、身分を示す「推進員証」「腕章」、啓発物品として「のぼり旗」「啓発ステッカー（車両用）」を貸与します。また、活動内容に応じ、次の物品などを提供しています。
- ② 奉仕袋（清掃用活動をする団体）
- ③ 消耗品類（1団体につき年間2万円を限度）
- ④ 例 「清掃活動」へは、軍手・火バサミ・熊手など。「落書き消し活動」へは、シンナー・刷毛・ペンキ・布切れなど。
- ⑤ 軽自動車の貸し出し
- ⑥ ボランティア保険への加入

### 問合せ先

困市民生活グループ

☎52-11111（内線263・264）

